

委員会行政視察報告書

平成 25 年 11 月 22 日提出

井原市議会議長 宮 地 俊 則 様

報告者
議会運営委員会 森下金三

期 間	平成 25 年 11 月 14 日（木）～平成 25 年 11 月 15 日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	愛知県大府市議会 静岡県湖西市議会 別紙名簿のとおり
出張者氏名	森下金三委員長・西田久志副委員長・坊野公治委員・寶戸利昭委員 三輪順治委員・宮地俊則議長・上野安是副議長
調査項目	災害時行動マニュアルについて 議会運営について
視察概要は、別紙のとおり。	
11 月 14 日（木）大府市議会視察 大府市議会危機対応要綱と議会運営について大西副議長様から説明を受けた。 1、災害対応マニュアルについて 大府市議会危機対応要綱の制定に至る経緯については平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災発生 がきっかけで平成 24 年 7 月 24 日から 26 日総務委員会行政視察を岩手県釜石市、宮城県栗 原市岩手県遠野市視察され平成 24 年 10 月 10 日、11 日課題討議として大震災における議会 の役割として調査、研究をされ様々な危機発生時に、議会および議員が共通意識を持って対 応できるよう基本的事項定めた「大府市危機対応要綱」を平成 25 年 5 月 2 日に制定された 2、議会運営について 一般質問の通告期限は定例会招集前の議会運営委員会当日の午前 8 時 45 分から翌々日の 5 時まで通告の方法は質問の要旨を所定の用紙又は様式に出来るだけ具体的に記入し通告期 限までに議長に提出する。発言原稿（全文）をそのまま提出する。 質問順位は通告順序が例。但し、受付初日の午前 11 時 45 分までに通告のあった分は、抽選 により決定する。委員外議員の質問については常任委員会等で、議案審査の過程に於いて委 員外議員の質問は活用していない。一般質問に図表パネルを使用大きさは A2 サイズまで写 真パネルは不可。質問時間は一人 60 分以内（答弁を含む）	

11月15日（金）湖西市議会視察

1、災害時行動マニュアルについて

東日本大震災の災害を教訓、市議会においても大規模地震を想定した避難及び災害対策等について調査検討するため、防災対策特別委員会を平成23年6月22日設置した。

ゲリラ豪雨時等の対応については想定していない理由は雨量が少ないため、地震、津波、火災の想定をしたものである。又、議員と執行部の関係については、執行部との連携はない災害情報について議長は、市内の災害情報等が必要な場合は災害対策本部の情報により確認する。議長が災害対策本部に常駐する事はない。議員は湖西市議会災害時行動マニュアルに従って第1に自分自身の安全を確保と自主防災会と連携して行動する。

湖西市議会災害時行動マニュアルを平成25年6月3日議員全員協議会で了承

2、議会運営について

一般質問通告の調整については、一般質問の重複があった場合は、後で提出した議員が先に出された内容を確認し、取り下げの判断をする。取り下げた場合で、他の質問がある場合は質問通告締め切り日の翌日17時までに質問する事が出来る。

代表質問は3月の定例会に原則常任委員会を単位に各委員長が代表質問を行う。

発言時間は30分ただし当局の発言は含まない。

議案質疑は1議員あたり1議案に対し15分であり提案説明の翌々日の正午までに所定の書式で提出する。

決算特別委員会での質疑は通告制にしている。

井原市議会での課題は、一般質問の重複がある場合には調整していく事が必要であり研究を要する。

災害時マニュアルの策定に取り組み防災服、帽子、ヘルメット、長靴の貸与また支給を今後早い時期に検討すべきである。

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。

議会運営委員会説明者名簿

11月14日	大府市議会	
	副議長	大西勝彦
	議会運営委員長	酒井真二
	元議長	上西正雄
	議会事務局長	山内健次
	議事課長	長綱宏
	議事係主任	山田佳代子
11月15日	湖西市議会	
	議長	菅本利隆
	議会事務局次長	山本光紀

愛知県大府市議会視察事項

11月14日（木） 13：30～15：00

1. 大府市議会危機対応要綱について

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

（1）一般質問時の通告制について

- ・ 通告時の質問内容について

（2）その他議会運営について

- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

静岡県湖西市議会視察事項

11月15日（金）10:00～11:30

1. 災害時行動マニュアルについて

- ・要綱作成の経緯について
- ・ゲリラ豪雨時等の対応について
- ・議員と執行部の関係について
- ・議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

- ・一般質問通告の調整について
- ・質疑における質問通告制について
- ・委員会における委員間討議について
- ・委員外議員の質問について
- ・議会からの執行部への資料要求について

委員会行政視察報告書

平成25年11月29日提出

井原市議会議長 宮 地 俊 則 様

報告者
議会運営委員会 西田久志

[illegible]

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

議会運営委員会説明者名簿

11月14日	大府市議会	
	副議長	大西勝彦
	議会運営委員長	酒井真二
	元議長	上西正雄
	議会事務局長	山内健次
	議事課長	長綱宏
	議事係主任	山田佳代子
11月15日	湖西市議会	
	議長	菅本利隆
	議会事務局次長	山本光紀

愛知県大府市議会視察事項

11月14日（木） 13：30～15：00

1. 大府市議会危機対応要綱について

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

（1）一般質問時の通告制について

- ・ 通告時の質問内容について

（2）その他議会運営について

- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

静岡県湖西市議会視察事項

11月15日（金） 10：00～11：30

1. 災害時行動マニュアルについて

- ・要綱作成の経緯について
- ・ゲリラ豪雨時等の対応について
- ・議員と執行部の関係について
- ・議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

- ・一般質問通告の調整について
- ・質疑における質問通告制について
- ・委員会における委員間討議について
- ・委員外議員の質問について
- ・議会からの執行部への資料要求について

井原市議会運営委員会視察報告

今回、井原市議会運営委員会では大府市議会と湖西市議会の市議会を災害時の行動マニュアル、議会運営について行政視察しました。

まず愛知県大府市議会では、災害が起きたとき行政側の付帯組織として支援するものであり、危機対応要綱の作成にあたり、議員個人の判断でそれぞれの地域で救助避難誘導、安否確認を行ったが災害が発生した場合、議員はどう行動をすべきか、議会として何らかの取り決めをしておく必要性を感じ作成に至った。

議会運営について特筆すべきは委員外議員の質問について、常任委員会等で、議案審査の過程において委員外議員の質問は活用していないことです。委員会中心主義、委員の発言優先だということは大いに賛成した。

湖西市においても危機管理について同様な意識を持たれており、まず議員の安否、また状況の把握、議員への連絡網また市民への安全指示、誘導など井原市以上に意識があり危機管理に対してすぐれていると感じました。

議会運営では一般質問の重複は先に提出した議員が優先され、後の議員は控えることにされているとのことでした。

また、湖西市も大府市同様に委員会に付託された議案におい

て委員外議員の質問、発言を取り入れていないとのことでした。
委員外議員の発言が増えることは、委員会に付託された意味がないということ事で、井原市においても自粛するべきだと思います。

委員会行政視察報告書

平成 25 年 12 月 2 日提出

井原市議会議長 宮 地 俊 則 様

報告者
議会運営委員会 坊野 公治

期 間	平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日（木）～平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	愛知県大府市議会 静岡県湖西市議会 別紙名簿のとおり
出張者氏名	森下金三委員長・西田久志副委員長・坊野公治委員・簗戸利昭委員 三輪順治委員・宮地俊則議長・上野安是副議長
調査項目	別紙視察事項のとおり
愛知県大府市議会危機対応要綱について	
大府市議会においては東日本大震災のとき、友好都市の遠野市から得た教訓をもとに、議会	
として「災害時の行動マニュアル」を作成ことになった。	
「大府市議会危機対応要綱」は	
＜要綱のねらい＞	
（1）議会・議員の危機対応に対する意識の統一・共有化を図る。	
（2）電話等の通信が途絶えるような状況下でも、迅速に議員全員の安否・居場所を確認で	
きる体制を構築する。	
（3）電話等の通信が途絶えるような状況でも、迅速に議員全員が参集して会議を開催でき	
る体制を構築する。	
この場合の危機とは、大雨、洪水、地震、火災、伝染病、テロなどあらゆる事を想定してい	
る。	

- 1. 報告書は、視察・研修終了後 2 週間以内に提出してください。
- 2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

議会運営委員会説明者名簿

11月14日	大府市議会	
	副議長	大西勝彦
	議会運営委員長	酒井真二
	元議長	上西正雄
	議会事務局長	山内健次
	議事課長	長綱宏
	議事係主任	山田佳代子
11月15日	湖西市議会	
	議長	菅本利隆
	議会事務局次長	山本光紀

愛知県大府市議会視察事項

11月14日（木） 13：30～15：00

1. 大府市議会危機対応要綱について

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

（1）一般質問時の通告制について

- ・ 通告時の質問内容について

（2）その他議会運営について

- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

静岡県湖西市議会視察事項

11月15日（金） 10：00～11：30

1. 災害時行動マニュアルについて

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時等の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

- ・ 一般質問通告の調整について
- ・ 質疑における質問通告制について
- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

大府市においては、ほとんどの議員が自治区や自主防災会に属している。有事の際には、各公民館につめるよう慣例がある。
井原市議会においても、有事の際の議員の行動マニュアルを作成する必要があると考える。
井原市は小学校区のくくりが綿密であるので、公民館を中心とした防災組織の設立、そしてそこに議員が関わっていく体制作りが必要である。
議会活動としては、各委員会が年間の活動テーマを決めて討議していく方式は見習うべきである。議員間討議は「さあ、しましょう」といってするものではなく、各議員が各自勉強してきてじっくりと行うものだと考える。この方式は今後井原市議会も取り組んでいくべきと考える。
委員外議員の質問については、基本的に活用していないという事である。現在井原市議会においてはなんでもありの状態であるので、改めて委員会付託という意味を考えていくべきである。
湖西市における防災時行動マニュアルは見習うべきものであり、井原市議会でも検討すべきである。
議会運営における一般質問通告の調整については、提出順であり重複した場合は取り下げるというシステムであるが、議員個人の主張もあるので、慎重に検討していくべきである。
予算決算委員会における通告制は、会議時間の短縮になるので検討に値するが、議員が予算決算書を熟読する時間が必要となるので、会期日程と合わせて検討するべきである。
会派性を取っていない議会であるが、委員外の議員の質問は認めていない。井原市議会も見直しを考えていく必要があると考える。

委員会行政視察報告書

平成 25 年 11 月 29 日提出

井原市議会議長 宮 地 俊 則 様

報告者

議會運営委員会 簗戸利昭

[illegible]

議会運営委員会説明者名簿

11月14日	大府市議会	
	副議長	大西勝彦
	議会運営委員長	酒井真二
	元議長	上西正雄
	議会事務局長	山内健次
	議事課長	長綱宏
	議事係主任	山田佳代子
11月15日	湖西市議会	
	議長	菅本利隆
	議会事務局次長	山本光紀

愛知県大府市議会視察事項

11月14日（木） 13：30～15：00

1. 大府市議会危機対応要綱について

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

（1）一般質問時の通告制について

- ・ 通告時の質問内容について

（2）その他議会運営について

- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

静岡県湖西市議会視察事項

11月15日（金） 10：00～11：30

1. 災害時行動マニュアルについて

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時等の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

- ・ 一般質問通告の調整について
- ・ 質疑における質問通告制について
- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

議会運営委員会行政視察報告書

大府市議会視察報告書

大府市議会は議会危機対応要綱を平成 25 年 5 月 2 日施行されている。

(目的)

第 1 条 この要綱は、議会及び議員の危機対応に関する基本事項を定め、もって、危機が発生した場合において、議会が議事機関としての役割を全うすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、[危機] とは、おおむね次に定める事態をいう。

(1) 市内において、災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発その他の原因により生ずる被害をいう）が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、市に災害対策本部及び支部が開設されたとき。

(2) 市内の河川、ため池等の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、市に水防本部及び支部が開設されたとき。

(3) 気象庁から、東海地震注意情報又は東海地震予知情報若しくは政府から大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定に基づく警戒宣言が発令された場合において、市に地震災害対策本部及び支部又は災害対策本部及び支部が開設されたとき。

(4) 政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく緊急事態宣言が発令された場合において、市に新型インフルエンザ等対策本部が開設されたとき。

(5) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）に定めるところによる武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態において、市に国民保護対策本部及び現地対策本部又は緊急対処対策本部及び現地対策本部が開設され、又はこれに準ずる体制がとられたとき。

(6) 大規模断水、大規模停電その他の市民生活に重大な影響を与える事態が発生した場合において、市に当該事態に対する対策本部及び支部が開設されたとき。

(議員の役割)

第 3 条 議員は、危機が発生したときは、自己の居住する地域の自主防災活動に協力し、市内において情報の収集に努めなければならない。

(議員の対応)

第4条 議員は、危機が発生したときは、第2条各号に規定する対策本部又は支部（以下「対策本部等」という。）を経由して、議長に事故の安否、居所、被災の状況その他必要な事項について報告するものとする。

2 議員は、自らが外出、負傷その他の事情により前項の報告を行うことができない場合に備え、親族その他の者に対し、自己に代わって同項の報告を行うよう協力をいらいするものとする。

3 議員は、危機が発生により電話等の通信が困難な状況にあつては、対策本部等に少なくとも1日1回は出向き、その居所を明らかにし、かつ、議長又は市長からの連絡事項について確認しなければならない。

4 議員は、危機が発生した場合において、議長又は市長から初会議の招集があつたときは、その招集に応じ、速やかに参集するよう努めなければならない。

5 議員は、危機が発生したときは、市外への不要不急の外出を控え、市外へ外出するときは、議長にその旨を報告するものとする。ただし、大雨警報又は洪水警報の場合は、この限りでない。

6 議員は、危機が発生したときに市外へ外出しているときは、自身の安全を確保したうえで、市内に戻るよう努めるものとする。ただし、大雨警報又は洪水警報の場合は、この限りではない。

(議会の対応)

第5条 議長は、危機が発生した場合においては、必要に応じ、議会内又は議会と執行機関の間の情報交換、協議、調整等を行うため、全員協議会を招集する。なお、議長及び副議長に事故ある時は、議会事務局長が招集するものとする。

2 議会は、必要があると認める時は、危機の発生による被害等の調査等のため、議員派遣を行う。

3 議会は、危機が発生した場合において、本会議、委員会その他の諸会議を開催しようとするときは、執行機関の出席を最小限とし、対策本部の活動を妨げないように留意しなければならない。

4 議会は、危機が発生し、市のみでその解決が困難な場合において必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を提出するほか、議員派遣により当該意見書又は陳情を関係機関に持参する等の必要な措置を講ずるものとする。

5 議長は、議会事務局の職員を対策本部に派遣し、議会との連絡等に当たらせるものとする。

(平常時の議員の対応)

第6条 議員は、気象警報、災害情報、避難情報その他危機管理に必要な情報

の収集に努めるものとする。

2 議員は、2泊3日以上、市外に外出しようとするときは、あらかじめその期間、外出先を議長に報告するものとする。

3 議員は、国外に渡航しようとするときは、あらかじめその期間、渡航先を議長に報告するものとする。

(平常時の議会の対応)

第7条 議長は、危機の発生に備え、危機が発生した場合の議会の対応に資するための手順書を整備するものとする。

2 議会は、議員用の防災服を制作し、議員に貸与する。

(雑則)

第8条 この要綱の改廃は、議会運営委員会への諮問を経て、議長が行う。

附則

この要綱は、平成25年5月2日から施行する。

大府市議会 常任委員会のテーマ活動状況

各常任委員会で年間テーマを決めてそれぞれの活動をされている。

- 1 総務委員会 年間テーマ「防災その他危機管理について」
- 2 厚生文教委員会 年間テーマ「健康づくりについて」
- 3 建設消防委員会 年間テーマ「産業の活性化について」
- 4 議会運営委員会 年間テーマ「これまでの議会運営の改善策の検証について」

等具体的な活動をされている。当市の議会もこれを参考に取り組むべきと考える。

静岡県湖西市議会

議会運営について

1. 運営方法の変更経緯

平成20年2月 質問席の設置

本会議対面方式

一問一答方式の導入

一般質問回数制(3回)から時間制(60分)

質疑の再質問制（２回）から時間制（３０分）
平成２１年１月 一般質問時間を６０分から５０分に変更
平成２１年２月 傍聴者に議案書の貸し出し（５部）
平成２２年２月 一般質問時間を５０分から３０分に変更
質疑時間を３０分から１５分に変更
平成２４年６月 討論通告書の提出
議会開催通知、訃報連絡などメール連絡に変更
一般質問の通告済み質問と重複する場合には重複調整期間を
設ける
等議会運営の簡素化に努めている。参考にする点もあると思う。

湖西市議会災害時行動マニュアルも作成しておられる。
災害時行動マニュアル

- ◎地震発生による大規模災害を想定
- ◎第一に自分自身の安全を確保
- ◎自主防災会と連携しての行動

以上を重点に行動マニュアルを作成されている。

当市議会も、議会改革も含め、より市民の方にわかりやすい議会にしていくために議会改革や議会運営をしていくことが望まれると思う。

議会運営委員会行政視察報告書

平成 25 年 11 月 28 日提出

井原市議会議長 宮 地 俊 則 様

報告者
議会運営委員会 三輪 順治

期 間	平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日（木）～平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	愛知県大府市議会 静岡県湖西市議会 添付名簿のとおり
出張者氏名	森下金三委員長・西田久志副委員長・坊野公治委員・簗戸利昭委員 三輪順治委員・宮地俊則議長・上野安是副議長
調査項目	添付視察事項のとおり
視察概要	
1-1 大府市議会の危機管理対応について	
・平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災を教訓に、一年半後に議長主導で「要綱」（案）を作成し、平成 25 年 5 月 2 日に制定・同日施行。	
〈主なポイント〉	
・「危機」（市の危機管理室で定義）の際の議員安否確認を明文化。	
・市内 10 地区にある「自治区」（自主防災会）に参集。情報伝達とその共有を図る。	
・有線が使用不能の場合、衛星携帯電話を装備。また、防災服等を全議員に貸与。	
・全員協議会の開催（被害調査、各議員の役割分担等）や平時の外出のルール化明記。	
1-2 湖西市議会の危機管理対応について	
・「防災対策特別委員会」の設置。（平成 23 年 6 月 22 日）	

- ・「災害時行動マニュアル」を策定・実施(平成 25 年 1 月～)

〈主なポイント〉

- ・まず、議員自身の身の安全を確保。
- ・市内 23 自治防災会と連携して行動する。
(会長は、各自治会の代表者)

2-1 大府市議会の議会運営の特色

- ・質問順位・・・通告順。ただし、受付初日の 11:45 までのものは抽選。
- ・通告は、発言原稿(全文)をそのまま提出。
- ・一問一答方式は井原市議会と同じであるが、時間制限は答弁の時間を含め 60 分以内。
- ・通告の際、図表パネル(A2 版まで)を使用する場合、これを添付する。
- ・近隣と比較し、本会議・委員会とも執行部の資料が充実しているため、議会からの資料要求は年間でも数件程度。
- ・委員会に於いて、委員中心の審査等を行っており、委員外議員の質問は活用せず。
- ・3 つの常任委員会ごとに「年間テーマ」を設定し、活動している。

(参考)

平成 25 年度のテーマ

総務委員会・・・防災その他危機管理について

厚生文教委員会・・・健康づくりについて

建設消防委員会・・・地域産業の活性化について

2-2 湖西市議会の議会運営の特色

- ・一般質問の制限時間 15 分(質問時間)。
- ・一般質問の順番は、受付順で行う。
- ・一般質問の重複事項は議会招集日から開始し、質問内容が重複した場合は、後で提出した議員が先に提出された内容を確認し、取り下げの判断をする。その場合、他の質問項目の追加は認める。
- ・議案に対する反対討論に限り、「討論通告書」を提出する運用。
- ・予算決算特別委員会に於いてのみ、質疑が通告制。(原則、通告のない質疑は認めず。ただし、委員長の判断で通告のない質疑を各款 2 問程度認めている。)
- ・ユーストリームによる本会議の生中継・録画配信を行っている。
これに要する経費は、6090 円/月で、年間 73,080 円。
- ・議案書、委員会開催日程、委員会会議録を平成 25 年 6 月議会からホームページに掲載している。

以上

視察時の説明者名簿

11月14日	大府市議会				
	副議長	大	西	勝	彦
	議会運営委員長	酒	井	真	二
	元議長	上	西	正	雄
	議会事務局長	山	内	健	次
	議事課長	長	綱		宏
	議事係主任	山	田	佳	代子
11月15日	湖西市議会				
	議長	菅	本	利	隆
	議会事務局次長	山	本	光	紀

視察事項

愛知県大府市議会 11月14日（木） 13：30～15：00

1. 大府市議会危機対応要綱について
 - ・ 要綱作成の経緯について
 - ・ ゲリラ豪雨時の対応について
 - ・ 議員と執行部の関係について
 - ・ 議員及び事務局の役割について
2. 議会運営について
 - (1) 一般質問時の通告制について
 - ・ 通告時の質問内容について
 - (2) その他議会運営について
 - ・ 委員会における委員間討議について
 - ・ 委員外議員の質問について
 - ・ 議会からの執行部への資料要求について

静岡県湖西市議会 11月15日（金） 10：00～11：30

1. 災害時行動マニュアルについて
 - ・ 要綱作成の経緯について
 - ・ ゲリラ豪雨時等の対応について
 - ・ 議員と執行部の関係について
 - ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

- ・一般質問通告の調整について
- ・質疑における質問通告制について
- ・委員会における委員間討議について
- ・委員外議員の質問について
- ・議会からの執行部への資料要求について

委員会行政視察報告書

平成 25 年 11 月 29 日提出

井原市議会議長 宮 地 俊 則 様

報告者

宮地俊則

[illegible]

議会運営委員会説明者名簿

11月14日	大府市議会	
	副議長	大西勝彦
	議会運営委員長	酒井真二
	元議長	上西正雄
	議会事務局長	山内健次
	議事課長	長綱宏
	議事係主任	山田佳代子
11月15日	湖西市議会	
	議長	菅本利隆
	議会事務局次長	山本光紀

愛知県大府市議会視察事項

11月14日（木） 13：30～15：00

1. 大府市議会危機対応要綱について

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

（1）一般質問時の通告制について

- ・ 通告時の質問内容について

（2）その他議会運営について

- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

静岡県湖西市議会視察事項

11月15日（金） 10：00～11：30

1. 災害時行動マニュアルについて

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時等の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

- ・ 一般質問通告の調整について
- ・ 質疑における質問通告制について
- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

4. 視察概要

◎大府市議会

調査事項

1. 大府市議会危機対応要綱について

要項作成の経緯については、平成23年3月の東日本大震災を受けて、大府市議会としても備えが必要であることから、現地視察等を行い、災害時の議員の行動マニュアルを作成すべきという結論を得て作成した。

大府市は、東海地震の津波被害は想定されていないが、地域的に豪雨による災害が今年度も台風により発生しており、色々な災害等を含めたものとしている。

大府市では、昭和50年代から自主防災組織が市内8カ所（現在は10カ所）に設置されている。災害時には職員（約9名）が組織（公民館）に詰め、それぞれが崩土等の撤去や見回りなどを行っており、議員も組織の一員となることが慣例となっている。また、市の対策本部へは、情報を伝達し、判断を仰ぐこととしている。

議会事務局員も市の災害対策本部組織に組み込まれており、本部員である事務局長が各自主防災組織から情報伝達時に衛星電話により議員の安否確認をしている。

今回の要綱作成により、海外旅行時や市内を3日以上空けるときは事務局へ報告することとした。また、全員協議会を開催し、議員不在地区の自主防災組織へ議員を派遣するなどしている。議員の公務災害の関係で問題があり、今後の課題である。

いずれにしても、議員も災害時には一市民として自らの安全を最優先に行動し、その後議会として対応することが求められていることが感じられた。

また、議会として災害時などに着用する防災服（作業服）も見せていただき、今後の参考にすることとしました。

2. 議会運営について

（1）一般質問の通告制について

通告は、発言要旨と併せて1回目の発言原稿をそのまま提出する。発言時間は、答弁を含めて60分としており、近年は質問者の増により、議会を9時開会としている。質問順位は、一般質問受付順（ただし、当日11時45分までに提出分は抽選）としている。質問が重複した場合は、執行部答弁は不要としている。

また、決算委員会でも質問要旨の提出を求めている。

井原市議会とかなり違っており、大いに参考としたい。

（2）その他議会運営について

① 委員会における委員間討議について

6月議会の3常任委員会で年間テーマを決め、所管事務調査とし、これに基づいて視察及び関係団体との意見交換を行っている。視察及び意見交換が終わった後、委員間で討論を行い、執行部への提言や条例制定等を行う方向で現在進めて

いる。

② 委員外議員の発言について

委員会中心主義・委員の発言を優先しているため、活用していない。

③ 資料要求について

決算審査で年１～３件程度出るだけである。

特に②の委員外議員の発言については本市においては早急に検討する必要性を感じた。

◎湖西市議会

調査事項

１．災害時行動マニュアルについて

要項作成の経緯については、平成２３年３月の東日本大震災を受けて、防災対策特別委員会を設け審議する中で、湖西市議会としても備えが必要であることから、「災害発生時の行動」や「議会や議員の対応の仕方」について事前にマニュアルを作成すべきという結論を得て作成した。

湖西市は、東海地震を想定したものであり、地域的に豪雨による災害は想定していない。

湖西市では、執行部との連携はしていない。議長は、災害対策本部の情報により災害状況を確認している。

議会事務局員も市の災害対策本部員として行動するため、議員への情報提供はできていない。職員の体制が整い次第、議員の安否確認を行う。

本市議会でもこうしたマニュアルを早く定めておく必要がある、と感じた。

２．議会運営について

① 一般質問通告の調整について

一般質問の重複があった場合は、後で提出した議員が先に出された内容を確認し、取り下げの判断をする。取り下げた場合のみ、他の質問がある場合は、翌日１７時までに提出することができる。切り口が違えば（答弁が違う場合）重複質問を認める。調整は、事務局で行っている。

② 質疑における質問通告制について

提案説明後、質疑通告書を提出。受付順に発言し、重複した場合は、質疑の取り下げを申し合わせている。発言時間は、１議案に対し、１５分間。

③ 委員会における委員間討議について

現在は、行っていないが、議会活性化特別委員会で協議中。

④ 委員外議員の質問について

過去に１度許可した例がある。

⑤ 議会からの執行部への資料要求について

議長から執行部へ資料要求をしている。議会開会中は、議員及び委員の申し出により執行部が対応している。

各市議会で議会運営に特色があることが改めて感じられた。

いくつも参考にさせていただきたい事項があり、早速検討していきたいと思います。

委員会行政視察報告書

平成25年11月21日提出

井原市議会議長 宮地俊則 様

報告者
議会運営委員会

上野安是

期 間	平成25年11月14日（木）～平成25年11月15日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	愛知県大府市議会 静岡県湖西市議会 別紙名簿のとおり
出張者氏名	森下金三委員長・西田久志副委員長・坊野公治委員・簗戸利昭委員 三輪順治委員・宮地俊則議長・上野安是副議長
調査項目	別紙視察事項のとおり
視察概要は、別紙のとおり。	

- 1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
- 2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

議会運営委員会説明者名簿

11月14日 大府市議会

副議長	大西勝彦
議会運営委員長	酒井真二
元議長	上西正雄
議会事務局長	山内健次
議事課長	長網宏
議事係主任	山田佳代子

11月15日 湖西市議会

議長	菅本利隆
議会事務局次長	山本光紀

愛知県大府市議会視察事項

11月14日（木） 13：30～15：00

1. 大府市議会危機対応要綱について

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

（1）一般質問時の通告制について

- ・ 通告時の質問内容について

（2）その他議会運営について

- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

— 視察 概要 —

⑥ 愛知県 大府市議会

1. 大府市議会危機対応要綱について

・大府市議会では「慣例」として 議員は「自主防災会」とともに「災害対策支部」に 参集することになっていた

↓

「慣習」の 明文化 = 「危機対応要綱」

所感

災害時に 議会として、また 議員として どのように活動するかをマニュアル化しておくべきであり、早急に検討に入る必要がありと考える。

2. 議会運営について

・ 一般質問時の通告制について

通告の方法として、初回発言原稿(全文)をそのまま提出する。

・ 委員外議員の質問について

・ 常任委員会等で、議案審査の過程において 委員外議員の質問は活用している。

→ 運営上、やむを得ない場合にはのみ活用している。

静岡県湖西市議会視察事項

11月15日（金） 10:00～11:30

1. 災害時行動マニュアルについて

- ・ 要綱作成の経緯について
- ・ ゲリラ豪雨時等の対応について
- ・ 議員と執行部の関係について
- ・ 議員及び事務局の役割について

2. 議会運営について

- ・ 一般質問通告の調整について
- ・ 質疑における質問通告制について
- ・ 委員会における委員間討議について
- ・ 委員外議員の質問について
- ・ 議会からの執行部への資料要求について

— 視察概要 —

② 静岡県湖西市議会

1. 災害時行動マニュアルについて

・ゲリラ豪雨時等の対応について

・地震・津波・火災を想定、ゲリラ豪雨時の対応については想定していない。

・議員と執行部の関係について

・執行部との連携なし

・議長等が災害対策本部に常駐するとはしない。

・議員及び事務局の役割について

・議会事務局職員は災害対策本部員として行動するため、議員への情報提供等は出来ない。

・職員安全確認システムで議員の安全確認を行う。

2. 議会運営について

・一般質問通告の調整について

・一般質問の重複があった場合、後で提出した議員が先に出した内容を確認し、取下げの判断をする。

・質疑にける質問通告制について

・提案説明後、質疑通告書を提出。提出受付順、重複したものは、質疑を取り下げるよう申し合わせ。

・発言時間は1議案に対し、15分間。

○ 委員外議員の質問について

- ・ 原則なし。
- ・ 委員会議員より前も、発言の申出がなされ、委員長より委員外議員として出席していることを伝えたうえで、発言を許可した。

所望

- ・ 災害時、議会からも「災害対策本部」へ常駐する必要があるのではないか
- ・ 一般質問の内容重複については、現段階では調整する機関がないため、重複はあってもやむなし
- ・ 委員外議員の発言については、「原則認める」の運用とすべきと考え

以上